

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制についての決定の内容の概要

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「経営理念」を基本とし、「コンプライアンス規程」及び「行動指針」に基づき、法令・定款・社内規程類の遵守、並びに社会規範・企業倫理に則った行動の徹底を図るべく社内教育や遵守状況の点検等のコンプライアンス活動を実施する。
 - ・コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を設置し、通報があった事案については、リスク管理委員会が適正かつ迅速に対応する。
 - ・反社会的勢力(反社会的な個人または団体)との関係遮断には毅然とした態度で対応することを基本方針とする。これに基づき、行動指針において、反社会的勢力に対しては不当な要求に屈することのないよう毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断する旨を定め、その徹底を図る。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役会、決裁書等の重要な意思決定に係る記録及び書類は、法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき保管する。
 - ・電子的媒体に記録された情報については「情報セキュリティマニュアル」等の社内規程に基づき、重要な経営資産として保護し適正に取り扱う。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「TOTOKUグループリスク管理規程」において、リスク管理体制と管理方法について定める。事業運営における損失回避等のリスク管理については部門統括者が行うものとするが、特に損失の危険が重大な場合は、リスク管理委員会対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるべく迅速かつ適切な対応をとる体制とする。
 - ・取締役会、経営会議等において重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されるリスクを明示し、これらを認識した上で判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策について、取締役会へ報告される体制を構築する。
4. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、「財務報告に係る内部統制の整備・評価に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制・仕組みを構築するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
5. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・中期経営計画、単年度予算を策定し、達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門はその目標達成に向けた具体策を立案し、その達成に向けて職務を遂行する管理活動を徹底する。その達成状況については、定期的に取り締役に報告する。
 - ・取締役会、経営会議、決裁書等で意思決定すべき事項については、それぞれ付議基準を明確に定める。
 - ・執行役員、部門統括者等の職務分担を明確にするとともに、各部門の業務分掌を明確にし、各部署の責任者が適正かつ効率的に職務が遂行される体制とする。

6. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「グループ経営管理規程」に基づき子会社別に経営責任者を定め、子会社に対し経営状況を把握するために必要となる情報の定期報告を求め、経営状況の把握、子会社に対する経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。

- ・「TOTOKUグループリスク管理規程」において当社グループにおけるリスク管理方法等について定め、当社グループの事業運営上のリスクを把握し、その管理方法の妥当性について検証する。

- ・中期経営計画、単年度予算を策定し、達成すべき経営目標を具体的に定め、経営責任者は、その達成状況については、定期的に取り締役に報告する。

- ・子会社へは、非常勤役員を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてモニタリングを行うほか、内部監査部門は、親会社監査部門の立場から子会社監査を実施する。

- ・当社グループ全体で法令遵守及び業務の適正性を確保するため、企業行動憲章、コンプライアンス、リスク管理等に関する規程類については、子会社を適用範囲として周知する等、グループ全体で取り組む体制を構築する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役からその業務を補助すべき使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議の上、適任者を配置する。

8. 当社の監査役の業務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項に関する事項

- ・監査役の業務を補助すべき使用人は、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

- ・監査役の業務を補助すべき使用人に対し、監査役は指揮命令権を有する。当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査業務の補助を行う。

9. 当社及び子会社の取締役または使用人による当社監査役への報告に関する体制

- ・当社及び子会社の内部統制の構築・運用状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況等については、取締役及び担当部署の責任者が、適宜監査役へ報告する。

- ・当社及び子会社において、会社に著しい損害を及ぼす事実、取締役の法令・定款に違反する重大な事実を発見したとき、内部通報により調査を実施したとき、または行政当局から指摘・処分等を受けたときは、取締役及び担当部署の責任者は、速やかに監査役へ報告する。

- ・監査役が監査のために必要と判断する会議については常時出席可能な体制を維持し、監査のために必要とする資料については閲覧が可能な体制を維持する。

- ・監査役は、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するた

めの体制

- ・監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとし、その旨を当社及び子会社に周知徹底することにより、当該報告者が不利益を受けないことを確保する体制を構築する。
11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役が、その職務の執行に係る費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社は当該費用を負担するものとし、速やかに当該費用または債務を処理する。
12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・「監査役会監査基準」を取締役及び使用人に周知し、監査役監査の重要性等について社内の認識を高める。
 - ・監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし、かつ社内に周知する。
 - ・監査状況について、定期的に代表取締役社長及び担当取締役が報告を受ける。
 - ・監査役と取締役との意見交換会を開催する。
 - ・その他、監査役から監査役監査の実効性確保に関する要請があった場合は、取締役及び使用人は誠実に対応する。

以上